

東京都周産期医療協議会会長
杏林大学医学部客員教授 楠田聡

東京都医師確保計画で周産期医療に従事する小児科医、特に新生児医療に従事する医師の確保の重要性

<はじめに>

平成 30 年の医療法の一部改正により、医療計画に「医師の確保に関する事項」が追加された。そこで、東京都でも、「東京都保健医療計画」に追加する必要がある。また、小児科医については、医師確保計画策定ガイドラインでも別途検討する必要性が明記されている。

<小児科医師偏在指標>

東京都は、医師の教育機関が集中しているため、人口比での医師数は他の府県に比べて多い。したがって、新生児医療を担う小児科医師数も医師多数地域となる(図 1 小児科における医師偏在指標)。ただし、小児科医師数のなかで新生児医療に携わる新生児科医師数については統計が存在しない。

<小児医療のなかでの新生児医療の特性>

出生した新生児を診療するのは主に小児科医が担当する。したがって、統計上は小児患者となり、診療する医師も小児科医となる。したがって、国の医師確保計画では、小児患者を担当する小児科医として必要医師数を算定している。その結果は、将来の東京都の小児人口に比して充足あるいは過剰との推計が示されている(図 1)。しかしながら、小児医療のなかで新生児医療と他の小児医療分野を同等に扱うことは現実には正しくない。図 2(年齢別入院患者の入院疾患分類)に示すように、小児入院患者の大多数は周産期に発生する疾患あるいは先天異常を合併する児である。これらの児は出生直後から NICU での入院医療が必要で、新生児医療の対象であり、新生児医療を担当する小児科が診療する。さらに、NICU から退院後も一部の児は外来で在宅医療が必要であり、新生児科医が外来診療を担当する場合がある。

(図 3 小児在宅医療患者の推移)。さらに、小児医療患者数の疾病分類別にみると、小児入院患者の総数は減少しているが、周産期に発生した病態の患者数は減少していない(図 4 疾病分類別推計入院患者数)。すなわち、小児患者全体を小児科医師数で除して得られる数字は、新生児医療の目標医師数にはそのまま用いることはできない。さらに言えば、将来の小児人口の減少により、小児入院患者数の総数は減少するが、新生児医療の対象である小児患者数は減少していない。さらに、すでに説明があったように、東京都では、周産期医療の対象患者は減少していないし、増加する可能性が存在する。

<まとめ>

東京都の医師確保計画で、新生児医療については、国の医師確保計画で示す小児患者数を単純に小児科医師数で除した数値で評価・推計することはできない。新生児医療を小児医療全体と切り離して考えること、周産期医療の需要が東京都ではさらに増加する可能性があることから、新生児医療に従事する医師のさらなる確保が重要であると言える。

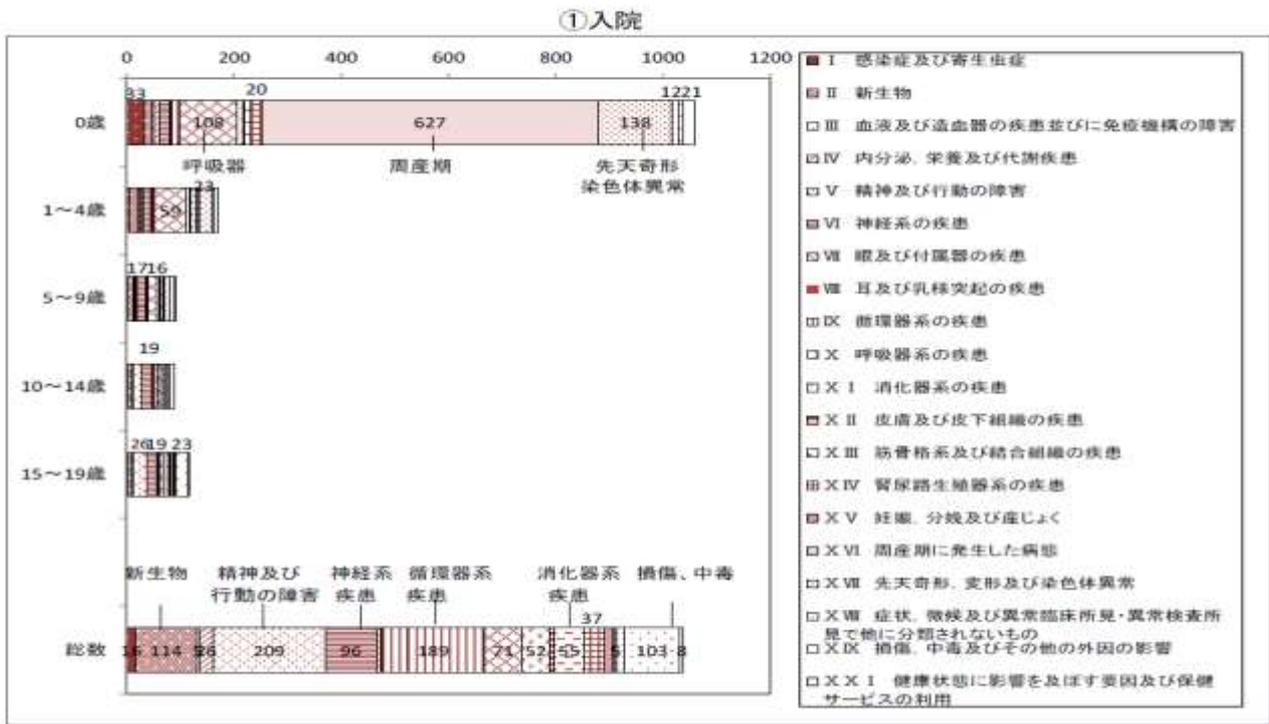
図1 小児科における医師偏在指標

都道府県コード	医療圏名	医師偏在指標	順位
	全国	104.9	
31	鳥取県	173.8	1
13	東京都	142.4	2
26	京都府	140.6	3
16	富山県	127.3	4
39	高知県	126.9	5
45	宮崎県	85.2	43
12	千葉県	82.8	44
46	鹿児島県	82.7	45
11	埼玉県	79.0	46
08	茨城県	78.3	47

(小児科における医師偏在指標 (暫定) 厚労省 平成31年3月)

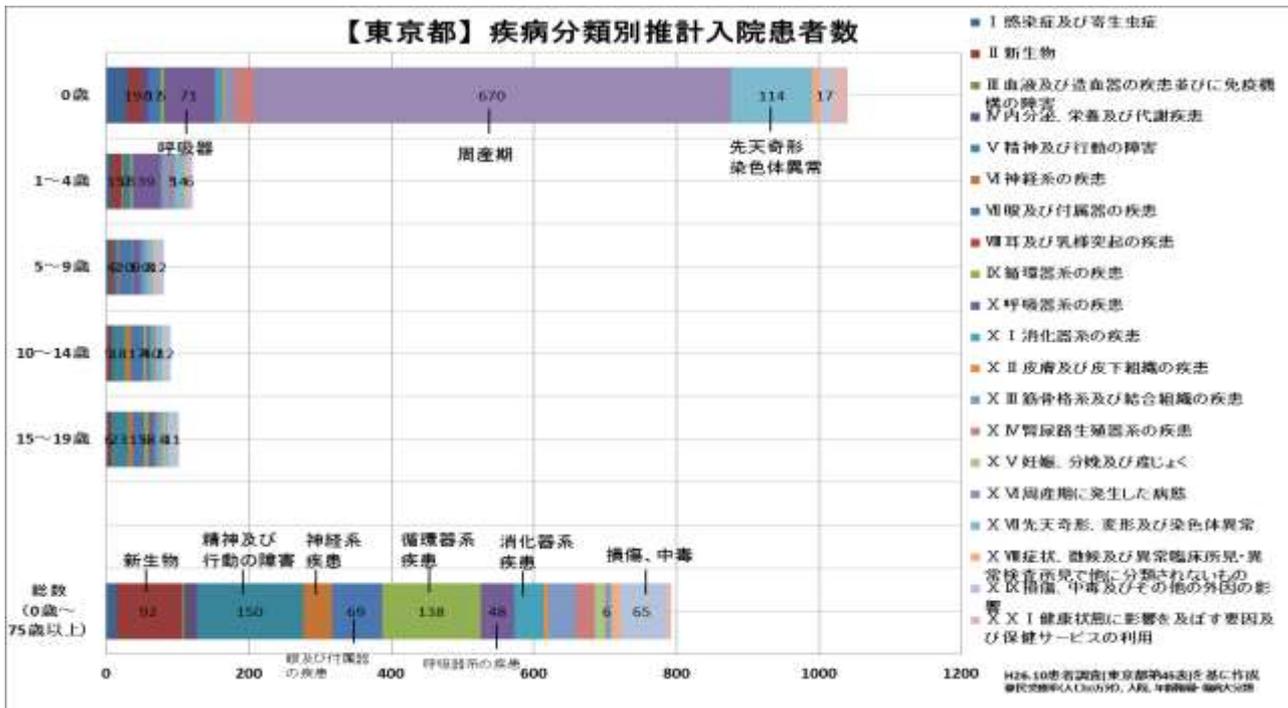
図2 疾病分類別推計入院患者数
全国

図8 小児等の入院・外来別にみた疾病構造（2014年、在宅医療を含む）



（小児医療の現状と今後に向けての提言 日本医師会総合政策研究機構 2016年4月26日 日医総研ワーキングペーパー No 363）

東京都

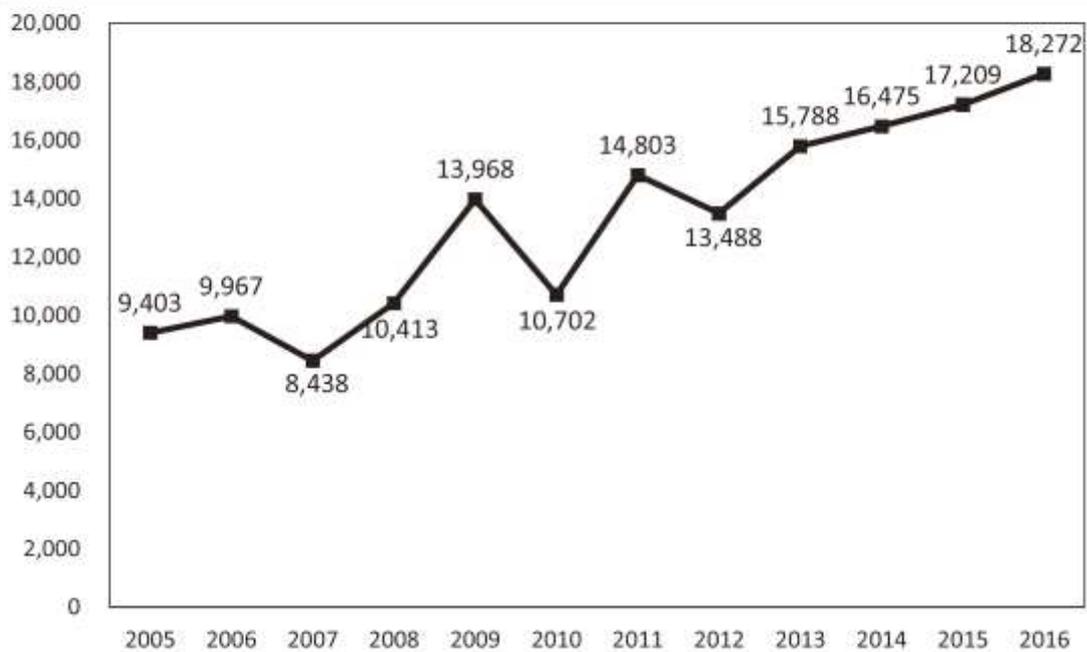


（H26.10 患者調査(東京都第 45 表)を基に作成、都民受療率(人口 10 万対)、入院、年齢階級、傷病大分類別)

図3 小児在宅医療患者数の推移

図2 医療的ケア児数（0歳～19歳）

- 0～19歳の医療的ケア児数は増加傾向にあり、2016年は1.8万人。
- 2014年度からは小児で在宅人工呼吸指導管理料とその他の指導料とのダブルカウントが発生しているが、在宅患者共同診療料の算定件数等から推測すると、ダブルカウントの影響は大きくないと考えられる。



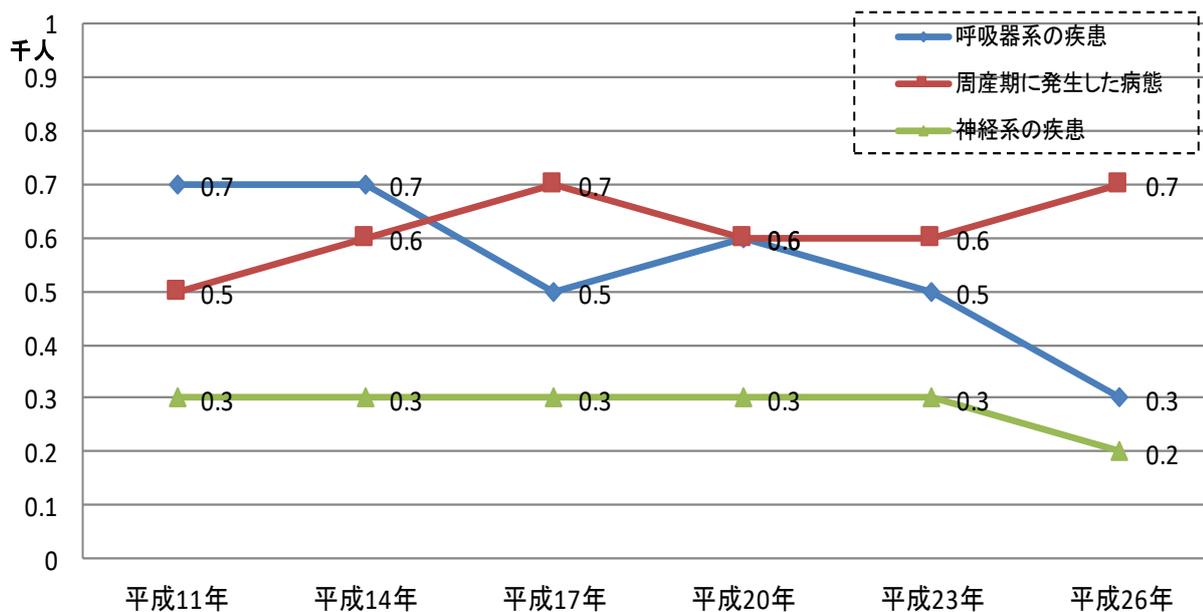
（平成 28・29 年度小児在宅ケア検討委員会報告書 日本医師会小児在宅ケア検討委員会 平成 30 年 3 月）

図4 15才未満の疾病分類別推計入院患者数(入院)の推移
全国



(小児医療に関するデータ 第1回子どもの医療制度の在り方等に関する検討会資料 第88回社会保障審議会医療保険部会 平成27年9月11日)

東京都



(H26.10 患者調査(東京都第11表)を基に作成)